

12 交通の復旧、輸送体制の確立

〔概要〕

震災により、交通網が広範囲にわたって被害を受けたが、県下各警察署や土木事務所等を通じた情報収集に努めるとともに、道路の破損等により交通が危険な状態になったことや、神戸・阪神地域を中心に交通渋滞が発生したため、道路交通法に基づく通行規制を行うとともに、1月19日には、緊急輸送を確保するための災害対策法に基づく緊急輸送ルート指定を行った。

また、迂回ルートの選定、情報提供に努め、神戸、阪神地域への一般車乗り入れの自粛を促した。

なお、緊急物資輸送や医者・看護婦等人的輸送の車両については、県地域防災計画を基本とした柔軟な対応による車両確保に努めた。

空港・ヘリポートについては、施設そのものに影響はなく、自衛隊や民間ヘリコプターによる緊急物資輸送等を実施するとともに、大阪国際空港を緊急物資のストックヤードとしても使用され、また県域通過対策に係る陸上交通から航空機への転換について運輸省等と調整を行うとともに、この対策の増強にあたって、大阪国際空港の運用時間延長も実施された。

さらに、海上輸送による緊急物資等の搬送や飲料水の供給をはじめ、被害の比較的軽かった姫路・東播磨両港において、陸上輸送に変えてコンテナ貨物の取扱いも実施した。

道路の復旧は、緊急救援物資の輸送や物流交通の円滑化を図るため、被害の程度と緊急輸送ルート及び主要迂回ルートを考慮しつつ早急に実施された。

港湾施設等についても、緊急輸送可能経路と使用可能バースの洗い出しを行うとともに、応急復旧工事を実施した。

通勤・通学の重要な交通機関である鉄道については、地震発生と同時に広範囲にわたる運転見合せに入り、17日は阪神間及びその周辺地域の鉄道網はほぼ完全にストップした状態であった。

18日には一部運転が再開されたが、被害状況が明らかになるにつれ、高架橋の倒壊等致命的な損害が発生しており、神戸市街地を中心に鉄道網の寸断状態が継続することが判明した。

このため、23日から阪神間の代替バスの運行を開始し、以後、鉄道の再開区間に合わせたルートの変更を行うとともに、28日には、交通渋滞を回避するため、国道43号に専用レーンを設ける等により、輸送の円滑化に努めた。

また、23日に姫路港（飾磨）～神戸港間、24日に尼崎西宮芦屋港（今津）～神戸港間の臨時旅客船航路を開設した。

地震発生以降不通となった新幹線新大阪～姫路間の通過交通対策としては、運転再開区間を乗り継ぐ経路が活用され、臨時列車の増発や臨時ダイヤでの運行が行われた。

また、鉄道貨物輸送も大きな影響を受け、トラックや船舶による代替輸送や迂回運転が行われた。

(1) 緊急輸送ルートの確保

ア 道路

震災直後から、警察本部交通規制課（本室及び交通管制センター）を通じ、道路の通行不能箇所及び信号機の滅灯箇所の調査を県下各警察署に対し指示するとともに、土木事務所においても、道路の被災状況調査に努めた。

さらに、建設省兵庫国道工事事務所等道路管理者に対し、道路の損壊状況の照会をするとともに、国道2号、同43号、阪神高速道路等の幹線道路の損壊状況を把握するため、警察本部員、関係警察署員を現場へ派遣した。

神戸市長田区等の火災発生に伴い、国道2号等の主要交差点において、現場警察官による通行禁止措置を講じるとともに、幹線道路の主要交差点の交通整理を実施するため、警察本部及び関係警察署から交通整理要員を派遣した。

これらの初動措置と並行して、緊急輸送ルートについて、中心部の幹線道路を確保する方向で検討をはじめ、通行可能な国道2号を中心とする緊急物資輸送ルートの確保を目指すこととした。

一方、神戸・阪神地域の道路損壊状況に鑑み、一般車両を被災地域に流入させないため、国道2号、同43号等の交通渋滞対策及び県北部地域への迂回誘導対策を実施した。

18日、警察本部において、道路交通法に基づく警察署長（高速道路交通警察隊長）権限による交通規制を決定し、国道2号、市道山手幹線、山陽自動車道（備前～姫路東、上り）、姫路・加古川バイパス等を緊急輸送ルートとして指定した。

これと並行して、災害対策基本法に基づく緊急輸送ルート指定の検討を開始し、翌19日、緊急輸送ルートの道路交通法指定を、災害対策基本法指定に切り替える方針を決定し、東ルートは国道2号、市道山手幹線等を、西ルートは姫路・加古川バイパス、国道2号、市道山麓バイパス等を指定した。

これにより、全国の都道府県公安委員会が緊急輸送車両として確認して交付した除外標章を掲示する緊急輸送車両以外の通行を禁止した。

20日には、一般車の乗り入れ対策として、主要迂回ルートの選定作業を開始した。その際、阪神神戸地域を通過しないよう北回りルートを中心とした複数のルートとして、国道9号、176号や県道三木三田線、西脇三田線等を選択し、被災していない中国自動車道（西宮北IC以西）、近畿自動車道敦賀線に速やかに乗れるよう誘導するとともに、これら迂回ルートのうち通行規制をしていた国道176号天王寺川高架橋及び小浜陸橋の応急工事に速やかに着手、それぞれ25日、27日に完成した。

また、22日、第二神明道路等の道路復旧に対応し、災害対策基本法指定の緊急輸送ルートの一部変更した。

23日から、主要迂回ルートのマップを35,000部作成し、山陽自動車道竜野西SAや「道の駅あさご」などに配布するとともに、国道176号をはじめとする主要交差部に、67カ所148の案内看板を設置するほか、道路情報板や市町の広報車等を活用して、神戸、阪神地域への一般車乗り入れ

自粛を促した。

24日には、災害対策基本法指定の緊急輸送ルートを確認するため、広報ビラを10万枚作成し現場警察官等により一般に継続配布するとともに、近隣府県の道路情報センターの協力を求め、一般車の乗り入れ自粛を働きかけた。

迂回ルートの混雑は、1月23日から激しくなり、25日がピークとなったが、27日に中国自動車道の供用により、国道173号、372号の渋滞箇所が解消され、中国自動車道の4車線が確保された2月12日にはほぼ通常の交通量となった。

26日、JR、阪急及び阪神の3社合同による鉄道の直通代替バス運行が決定され、28日から国道43号バス優先レーンの運用を開始した（区間：西宮本町～神戸市岩屋、時間：午前6時～午後11時）。

30日には、国道43号を災害対策基本法の緊急輸送ルートとして追加指定し、併せて、国道2号等の道路復旧に対応して、既設指定ルートの一部見直しを2月1日から実施することとし、準備を開始した。

2月1日から、災害対策基本法に基づく緊急輸送ルートの第二次見直し区間として、国道43号を追加指定（規制時間：午前6時～午前0時）するとともに、国道2号（岩屋まで）、阪神高速北神戸線（藍那～箕谷）を延伸し、被災地への流入車両総量抑制対策を強力に推進することとした。

また、2月16日には、災害対策基本法に基づく緊急輸送ルート確保のための交通規制期間を、2月18日から2月24日へと延長することとした。

イ 空港・ヘリポート

震災発生後、管内及び周辺の空港・ヘリポートの被災状況の把握を始めたが、各施設の全ての状況が把握できたのは午後4時頃であった。

関西国際空港、大阪国際空港については、鉄道アクセスが途絶したものの施設そのものに影響はなく、地震発生直後に滑走路の安全点検をした後、平常どおり離発着を行った。

また、但馬空港、播磨ヘリポート及び湯村温泉ヘリポートについては施設、アクセス道路ともに大きな被害はなかったが、神戸ヘリポートについては、滑走路が一部ひび割れ、液状化によりエプロンが泥水に浸かった。ヘリコプターの離着陸はなんとか可能であったが、唯一のアクセス道路である神戸大橋が通行止め（午後、緊急車両のみ交互通行）の状態であった。

18日には、陸上交通の途絶、渋滞によって被災地への緊急物資輸送が遅延する事態を避けるために、自衛隊ヘリコプターによる輸送を行うこととし、輸送拠点となる大阪国際空港及び大阪航空局と協議調整を行った。19日には、本格化する救援物資の輸送に対応するため、政府主導の民間ヘリコプターによる緊急物資輸送について、運輸省と調整の上20日から開始するとともに、自衛隊に対しても航空機、ヘリコプターによる輸送力の増強を要請した。

この間、新たな臨時ヘリポート用地（甲子園地区、芦屋浜地区埋め立て地内）確保のため、港湾管理者等と調整を行ったが、住民の避難場所になっていたため実現しなかった。

一方、陸上交通の遮断による交通渋滞を緩和するための航空機等による通過交通対策については、20日、民間航空機による県域通過交通の迂回を検討するとともに、21日には、ヘリコプターによる資材空輸のための臨時ヘリポート並びに資材のストックヤードの候補地（グリーンピア三木、しあわせの村、等）を選定し、各々について関係機関と調整した。

23日には、救援資材等の備蓄基地であるグリーンピア三木での臨時ヘリポートの供用を開始するとともに、緊急物資を集積しているヘリポート（県立消防学校、王子競技場、西宮市民グラウンド、千僧駐屯地）間へのヘリコプターによる輸送について検討するなど、ヘリコプターによる緊急物資輸送の更なる強化を図った。

なお、緊急物資は八尾空港等の県外基地から各集積場に搬入されており、その時点で各集積場への集積物資の配分について調整が必要であった。

また、26日からは、医師団等の輸送についても調整を行うとともに、相次いで申し出のある海外からの緊急物資についても、その搬送先、搬送方法について関係機関と調整の上実施した。

通過交通対策についても、救援物資や民間物資の輸送についてヘリコプター、航空機の活用により、神戸・阪神地区の陸上交通を緩和するとともに、県内を通過する長距離旅客、物資輸送の航空機への転換を図るため、23日に、運輸省等関係団体と調整を行った。

また、震災直後から運航されている臨時便についても、運航路線・便数等の情報把握を行った。なお、運輸省では、この対策の増強にあたって大阪国際空港の運用時間延長が必要と考えており、27日には地元関係市に説明を行った。

31日頃には、緊急物資輸送に係るヘリコプターの輸送力増強についての対応は、概ね完了したと思われるが、引き続き情報把握に努めるとともに、民間ヘリコプターによる緊急物資や医師団等の人員輸送を実施した。

また、8日には、緊急物資のストックヤードとして、大阪国際空港の旧国際線の貨物ビルを使用できるよう関係機関と調整の上実施した。

一方、通過交通対策の一環である大阪国際空港の運用時間延長については、4日、運輸省と地元との調整が行われた結果、午後9時以降10時までダイヤ設定時間を1時間延長することとし、7日から1カ月間の予定で実施することが決定した。

ウ 港湾

被害の状況が判明していくなか、比較的被害の軽かった姫路港・東播磨港を緊急物資・資材等集積・積出指定岸壁に、甚大な被害がでた阪神・淡路地域を緊急物資・資材等陸揚げ指定岸壁とし、緊急生活物資・ライフライン復旧資材の陸揚げや給水船による飲料水の供給を開始した。

一方、フェリー「すずらん丸」（8,847ト）を避難船として利用したい旨、芦屋市から国（国土庁・運輸省）に対して要請があり、尼崎市臨海部の東海岸町-10m岸壁に係留することとし、28日より利用希望者の受付が開始された。

神戸港の物流機能が壊滅状態となったため、県内企業はその対応策として、大阪港・横浜港などの港湾を代替港として利用するとしたが、これらの港からの陸上輸送も困難な状況であるこ

とから、姫路・東播磨両港において内航コンテナ船によるコンテナ貨物の取扱を開始することとし、急拠、地元港運業者の協力により、コンテナ貨物対応のクレーンを配備して対応した。

また、神戸港の補完が出来るよう、姫路港等の利用可能な港湾施設を、全日本内航船主海運組合、県港運協会、商工会議所など関係業界に通知した。

(2) 緊急物資・資材等の輸送車両確保

近畿運輸局の協力も得つつ、地域防災計画の交通輸送計画に基づく輸送車両の確保を検討したが、被災が広範囲かつ甚大であることから、全国的規模での支援や県内においても近距離からの配車など、柔軟な対応による車両確保に努めた。

物資（水、食料、生活用具等）輸送については、震災当日から、兵庫県トラック協会に配車要請を行うとともに、全国トラック協会等の支援も受け輸送力の確保に努めたが、1週間を経過した前後から、民間企業からボランティアによるトラック輸送の提供があり、これらを含めた1カ月間の輸送実績は、全国からの緊急救援物資の集積基地までの輸送で5,000台以上、集積基地から避難所までの輸送で3,000台以上となった。

人的輸送については、1週間を経過した前後から、兵庫県タクシー協会、民間のタクシー会社から配車の申し出があり、救護センターから各避難所への医者・看護婦の移送等に充てるとともに、提供を受けたリフト付きタクシー（大阪青年会議所）、ジャンボタクシー（各タクシー会社）、浴場巡回バス、運転手付きオートバイ、緊急輸送用船舶等も各方面でその威力を発揮した。

(3) 交通の復旧

ア 高速道路、一般道路

① 高速道路

地震発生後、各道路管理者は直ちに通行止めの措置を行うとともに、安全点検作業を実施した。

点検の結果、危険箇所の応急処置を行うとともに、本四連絡道路、山陽自動車道、第2新神戸トンネル等被害の軽微な路線については順次交通開放した。

翌日からは、詳細な被害状況並びに緊急車両の通行可能区間に関する情報収集を行い、緊急物資輸送ルートについて検討。各道路管理者に早期応急復旧を要請するとともに、19日には阪神高速道路、名神高速道路等高速道路の早期復旧と補助制度の確立について、内閣総理大臣ほかに緊急要望を行った。

震災後約一週間で応急復旧もかなり進み、中国自動車道（神戸三田～吉川JCT）、名神自動車道（上り、京都南～吹田JCT）、阪神高速北神戸線（伊川谷～藍那）等が交通開放された。

26日には阪神高速道路北神戸線、27日には東西大動脈の中国自動車道、28日には第二神明道路が全区間にわたり通行可能となった。

また、28日には臨海部東西輸送路確保が急務であることから、一部側道（県道）を利用して、阪神高速湾岸線（中島、大阪府～魚崎浜、神戸市東灘区）について、緊急輸送路として開放したが、なお国道2号や山手幹線等一般道路の交通渋滞が著しいため、道路の復旧状況を周知する必要がある、25日、27日には、道路の復旧予定に関する広報を行った。

1月末で、落橋するなど被害の著しい区間を除き、高速道路の応急復旧が概ね完了するとともに、被災地への緊急救援物資輸送も当初の山場を乗り越えたことから、2月に入ってから緊急救援物資の輸送を確保しつつ、今後増加することが予測される復旧・復興関連交通や経済復興に不可欠の物流交通の円滑化を確保するべく、高速道路を中心とした幹線道路網の復旧戦略について、関係機関との協議を始めた。

対象路線は、阪神高速神戸線、同湾岸線、神戸市港湾幹線ハーバーハイウェイ等の自動車専用道路を中心とし、区間毎の復旧のプライオリティーの検討を行った。

② 一般道路

17日各土木事務所等が道路の被災の実態調査及び、応急復旧工事による交通の確保に努めたが、部分的な情報しか入手できなかった。

当日の県管理道路の通行規制状況は、全面通行止15路線18カ所、片側通行規制15路線20カ所に及び、翌日には全面通行止18路線23カ所、片側通行規制14路線14カ所となった。

20日から、1日2回、通行規制状況の記者発表を行い、23日からは、1日4回に変更する一方、一般からの問い合わせに対し情報の提供を行うとともに、緊急輸送ルート及び主要迂回ルート上等の幹線道路を中心に被災箇所の応急復旧に努めた。

25日、阪神間内の道路交通の円滑化を図るため、幹線道路の交通規制箇所、現況道路幅員等の調査を行い、幹線道路網の応急復旧の優先箇所を決定した。

これにより、30日には、県管理道路の通行規制状況が、全面通行止14路線16カ所、片側通行規制5路線8カ所となり、震災1カ月後の2月16日には、全面通行止12路線13カ所、片側通行規制7路線10カ所となった。

イ 港湾

① 被害及び応急・復旧状況

震災直後から、施設の被害状況の把握を始め、加古川・洲本・姫路港・尼崎港の各事務所管内で合計18港79カ所の被害を確認し、応急処置を指示するとともに、危険箇所への立入禁止等の措置を取り、18日には、応急工事業者の手配をおこなった。

さらに、尼崎港管理事務所管内の尼崎西宮芦屋港西宮地区の西宮大橋の被害状況を確認、P3及びP6がせん断亀裂を生じており、直ちに通行止めとする一方、建設省所管海岸について建設省に対し「災害速報」を送付した。（4海岸、被害金額4億円）

19日には、各港の被災した臨港道路の応急復旧を行い、緊急輸送可能経路と使用可能バースの洗い出しを行うとともに（緊急物資、資材等陸揚げ指定岸壁…尼崎西宮芦屋港他2港5カ所、緊急用フェリーの使用可能岸壁…尼崎西宮芦屋港他3港4カ所）、北淡海岸野島地区の応急復

旧工事を実施した。

以後、引き続き被災状況の把握に努めるとともに、運輸省と協議を行いながら、復旧断面、復旧工法の検討や応急復旧工事を実施した。

② 通過交通対策（フェリー航路の運航再開、増便）

淡路島の物流を確保するため、フェリー各社は早期の運航再開を目指し、甲子園高速フェリー・西宮フェリー（津名～西宮）、大阪湾フェリー（津名～深日）は地震当日から運航を行い、淡路フェリー（大磯～須磨）は21日、明岩海峡フェリー（明石～岩屋）は22日から運航を再開した。

また、神戸港を起終点とする四国・九州向けのフェリーについては、大阪港に起終点を変更して運航が再開された。

甲子園高速フェリー・西宮フェリーは20日から通常24便／日を25便／日に、大阪湾フェリーは18日から通常20便／日を23便／日にそれぞれ増便し、輸送力を増強した。

ウ 鉄道

① 被害及び応急・復旧状況、不通区間の早期復旧、鉄道代替バスの運行

17日、地震発生と同時に、近畿圏の鉄道路線は広範囲にわたり運転見合せに入った（JRでは新幹線全線、在来線は東は大垣から西は岡山地区、民鉄は全線）。

ラッシュ時間前で運転本数は少なく、JR、阪急、阪神などで走行中列車の脱線が発生したが、幸い死者は出なかった。また、新幹線の初発は6時で運転開始前であった。

各事業者においては、被害状況の把握に努めるとともに、安全が確認された路線から運転が再開されたが、17日中の再開は、JRでは東海道新幹線の京都以東、山陽新幹線の岡山以西、東海道本線の大阪以東及び山陽本線の姫路以西、また県内の民鉄は能勢電鉄（全線）のみであり、阪神間及びその周辺地域の鉄道網はほぼ完全にストップした状態であった。

県では、各鉄道事業者に対し、被害状況とその復旧見込み及び運転状況について速やかに情報提供されるよう要請するとともに、外部からの問い合わせ等に対応した。

18日には、JR東海道本線の大阪～尼崎間、山陽本線の姫路～西明石間、阪急神戸線の西宮北口以東、阪神本線の甲子園以東、山陽電鉄の明石以西、北神急行電鉄（全線）、神戸市営地下鉄の板宿以北などが運転再開された。

しかし、被害状況が明らかになるにつれ、各路線に高架橋の倒壊（JR六甲道駅付近、阪急西宮北口～夙川間、阪神石屋川～西灘間等）や地下構造物の崩壊（神戸高速大開駅付近）など、これまでに例を見ない規模の致命的な損害が発生しており、これらの復旧には長期間を要し、神戸市街地を中心に鉄道網の寸断状態が継続することが判明した。

このため、19日、早期に三宮～西宮間の代替バスを運行するよう近畿運輸局に要請するとともに、バス運行経路の選定や停留所の確保に向けた地元調整を行うこととした。

同日には、JR東海道本線の尼崎～甲子園口間、福知山線の宝塚以北、阪急宝塚線（全線）及び神戸電鉄の鈴蘭台以南と有馬口～有馬温泉間を除く全線の運転が再開された。

20日には、代替バス運行予定道路の現状把握や三宮停留所の位置検討及び代替バスの緊急車両扱いとその表示方法等を確認、21日には、J R福知山線の全線及び阪急伊丹線の塚口～新伊丹間の運転が再開され、代替バス灘区～中央区間の運行経路の現地調査（山手幹線、国道2号、43号及び南北連絡道路）を行い、国道2号、山手幹線が運行可能と判断し、22日には、代替バスの運行開始に向け、近畿運輸局、建設省兵庫国道工事事務所、県警（交通規制課、茸合署）、神戸市（交通局、土木局）と最終調整を行った。

23日、J Rは甲子園口～三ノ宮間、阪急は西宮北口～三宮間、阪神は甲子園～三宮間（いずれも国道2号+山手幹線ルート）の代替バス運行を開始した。

同日、J R山陽本線の西明石～須磨間が運転再開し、神戸市西部における初復旧となった。また、運輸省により、本震災による鉄道の復旧に要する費用（事業者推定値）は、兵庫県・大阪府域合計で4,120億円（J R関係1,730億円、民鉄関係2,390億円）と発表されたが、この額は、事業者によっては年間鉄道収入の2倍を超える規模となっており、不通期間の長期化により各社とも大幅な減収が見込まれることから、国に対し、鉄道の早期復旧について要望を重ねた。

25日には、J Rが東海道本線甲子園口～芦屋間の運転を再開し、代替バスは芦屋～三ノ宮間に運行区間を縮小、26日には、阪神が本線の甲子園～青木間の運転を再開し、代替バスは青木～三宮間に運行区間を縮小した。

27日、山陽電鉄本線の明石～霞ヶ丘間が運転を再開した。

28日には、代替バス運行ルートの交通渋滞が激しいことから、国道43号専用レーンを設定し、J Rの芦屋～三ノ宮間、阪急の西宮北口～三宮間、阪神の青木～三宮間の直行便（途中無停車）の運行を開始した。

30日のJ R山陽本線須磨～神戸間の運転再開（山陽本線全線再開、但し複々線の内複線復旧）に伴い、J Rが神戸～三ノ宮間の、また阪急が高速神戸～三宮間の代替バスの運行を開始した。同日、山陽電鉄本線の霞ヶ丘～滝の茶屋間も運転再開。

代替バスの輸送状況が、運行初日（23日）の輸送人員約32千人／日、車両は約490輛／日から、30日には約96千人／日、1,500輛／日へと増加したため、各バス事業者に警備員の配置や旅客を誘導する駅員の増強を要請するなどの対応を取った。

31日、三宮乗り場における国道2号の歩道防護柵の撤去を完了し、旅客の流れも多少改善された。また、山陽電鉄は東垂水～西代間に代替バスの運行を開始した。

2月1日、高速神戸～阪神三宮間の運転が地下線内の遺留車両を利用して再開され、西部方面から三宮へはJ Rとの乗り継ぎにより鉄道輸送が確保された。

2日、鉄道の復旧に要する費用の見直し額を運輸省が発表、兵庫県・大阪府域合計で3,530億円（J R関係1,280億円、民鉄関係2,250億円）となった（内兵庫県域分は3,439億円）。

5日、甲東園駅付近での山陽新幹線の橋梁落下等により不通となっていた阪急今津線の全線が運転を再開した。

6日に神戸高速新開地～花隈間が運転再開、これに伴い阪急の代替バスは高速神戸～三宮駅

の運行を廃止した。

7日、神戸電鉄有馬線の鈴蘭台～長田間が運転再開、長田～新開地間に代替バス運行を開始したが、残る不通区間についてはトンネルの損害が大きく、再開予定は長田～湊川間が8月上旬、有馬口～有馬温泉間が4月上旬とされた。

8日、JR東海道本線芦屋～住吉間が運転再開、これに伴い代替バスの運行区間を住吉～三ノ宮間に短縮するとともに運行経路の一部を山手幹線から国道2号に変更した。

三宮周辺の渋滞緩和や代替バス回送時間の短縮を図るため、10日に回送ルートとしてJR三ノ宮南側ロータリーを利用することとし、近畿運輸局、県警本部、葺合署、バス事業者と現地協議を行い、翌11日よりロータリーを利用した回送を行うこととした。これにより、三宮周辺の渋滞が緩和するとともに回送時間が大幅に短縮した。

11日、阪神本線の青木～御影間が運転再開、これに伴い代替バスの運行区間を御影～三宮間に短縮した。

13日、阪急神戸本線の御影～王子公園間が運転再開、これに伴い、阪急は阪急御影駅～JR住吉～阪神御影間の連絡バスの運行を開始した。

代替バスの輸送状況は、2月6日で輸送人員は約130千人／日、車両は約1,990輛／日であり、2月16日には約183千人／日、2,890輛／日と増加し続けた。

16日、神戸市営地下鉄の全線が運転を再開したが、新長田、上沢、三宮の3駅は駅施設の復旧に時間を要するため通過するとともに、夜間に復旧工事を行うため営業時間は平常時より短縮となった。

その後、阪神間は徒歩連絡による乗り継ぎを要しながらも鉄道でつながるなど、被害甚大な区間を除いてほぼ運転が再開されることとなるが、残る全区間の再開見込みは、JRが5月連休明け、阪急が8月末、阪神が未定となっている。

② 通過交通対策

地震発生以降不通となったJR東海道・山陽新幹線等の新大阪～姫路間の通過交通対策として、次のとおり対策が実施された。

23日からの阪神間の鉄道代替バスが運行されるまでは、18日から運転再開の北神急行線（神戸～谷上間）、19日から運転再開の神戸電鉄有馬・三田線（谷上～三田間）とJR福知山線（19日に広野～宝塚間、21日には全線再開）を乗り継ぐ経路が阪神間を結ぶ唯一の陸上公共交通機関として活用され、これに対応して福知山線では21日から大阪～新三田間に臨時列車の増発が実施された。

また、運転中のJR在来線を活用した迂回輸送対策も実施された。

姫路と山陰本線和田山を結ぶ播但線では、1月23日から姫路～新大阪間に直通快速1往復／日、姫路～和田山間にノンストップ快速4往復（27日からは6往復）を運転、加古川と福知山線谷川とを結ぶ加古川線では、加古川～谷川間で1月28日から7往復、2月6日からはさらに2往復の増発を行うとともに、これまで所要時間短縮の大きなネックとなっていた西脇市での

乗換を殆どの列車について不要とする利便性向上策がとられた。合わせて、両線との接続改善のため、1月23日から和田山駅及び谷川駅に全特急列車の臨時停車が実施された。

その後、27日に中国自動車道を暫定的に供用再開することとなり、県、近畿運輸局、JR西日本との調整の結果、中国自動車道～播但自動車道経由による新大阪駅～姫路駅間に、神姫バス・西日本ジェイアールバスによる1日10便の代替バスの運行を開始したが、中国自動車道の交通渋滞が激しく、翌28日からは、JR福知山線三田駅～姫路駅間に縮小して運行することとなった。初日の1月28日の輸送人員は532人／日、その後、増加を続け2月16日の輸送人員は2,204人／日となった。

JR東海道本線の不通により、首都圏・関西～九州・四国間を結ぶ長距離寝台特急列車の全てが長期運休となったが、この内、新大阪～西鹿児島間の「なは」及び京都～長崎・佐世保間の「あかつき」については、1月30日から福知山・山陰・播但線経由の迂回ルートによる臨時ダイヤでの運転が開始された（「なは」は新大阪～熊本間に短縮）。

また、JR東海道本線の不通は、貨物輸送にも大きな影響を与え、神戸港駅を中心とする県内発着貨物はもとより、鉄道貨物輸送の動脈であった同線を通過する貨物列車も長期運休を余儀なくされた（40往復／日、コンテナ8,000個／日）。

この対策として、まず大阪・京都市内の各貨物駅と姫路貨物駅との間においてトラックによる代行輸送及び大阪港～玉島港（2/20から新岡山港も）間で船舶による代行輸送がとられるとともに、2月11日からは山陰本線・伯備線経由で貨物列車の迂回運転が開始されたが、迂回運転の輸送力は当面1日1往復（コンテナ車10両）に留まっている。

13 教育対策

〔概要〕

この度の大震災は被災住民の生活基盤はもとより、教育基盤を大きく揺り動かすものであり、被災児童・生徒の教育の確保や、保護者の経済的負担の軽減への配慮などが大きな課題となった。

まず、公立学校関係では児童生徒や家族の被災、校舎の損壊、交通機関の途絶・遮断などで休校措置を余儀なくされる中、生徒・教職員の通学・通勤対策の検討を行う一方、避難所となった学校では教職員等が避難者の救援に奔走するとともに、早期の授業再開や仮設校舎の設置などの緊急課題に対処した。

また、多くの児童生徒が家屋損壊などの被害のため、県内外への避難を余儀なくされたり、生活の基盤をなくしたことから、緊急避難的な転校や教科書等の学用品の給与、授業料等の免除など、経済的な支援をはじめとする諸施策を実施した。さらに、間近に迫った高等学校入学者の選抜について、日程変更などを行った。

加えて、被災者の教育相談に対処するための体制整備を図ったほか、震災により大きな心理的ショックを受けた児童生徒に対する心のケア事業を実施した。

震災による児童生徒の転出は、ピーク時には26,000人に達したが、これは一時的な避難のためであって、近い将来相当数が戻ってくることが予想され、また、被災地にいる子供たちの心のケアや災害からの教育復興への取り組みが必要となるため、教職員定数と学級編制について弾力的な措置を講じることとした。具体には、いわゆる標準法により国で措置される教職員定数について、震災がなかったものとして算定した定数の確保を国に強く働きかけ、来年度の学級編制については、年度内に戻ると見込まれる児童生徒の数を加えて編制し、年度内の学級編制替えを避けることとした。なお、こうした推計にあたっては、サンプル調査により、県内外へ転出した児童・生徒数のうち約8割が戻ってくると見込んだ。

一方、私立学校については、教科書等学用品の無償給付や、授業料・入学料の軽減措置への支援を行うとともに、私立学校側の当面の運転資金を確保するため各種補助金の交付時期を早める等の措置を講じた。

また、文部省に対して①激甚災害国庫補助の私立学校に対する復旧予算の確保と補助率のかさ上げ、②補助対象校の専修学校・各種学校への拡大、③応急仮設校舎建設費の補助対象化、④私立学校への授業料等軽減措置に対する財政援助要望を行い、併せて日本私学振興財団への要望も行った。

(1) 児童生徒、教育施設等の被害状況（2月17日現在）

ア 児童・生徒等の死亡者の状況

この度の大震災で犠牲となった児童・生徒等の死者数は、全県で418人である。学校別では以下のとおりである。

小学校児童の死亡者数は、県下合計で165人である。〔内訳：神戸市立108人、阪神地域50人（西宮市立35人、芦屋市立12人、伊丹市立1人、宝塚市立2人）、淡路地区4人、私学3人〕

中学校生徒の死亡者数は、県下合計で84人。〔内訳：神戸市立47人、阪神地域31人（西宮市立20人、芦屋市立7人、宝塚市立4人）、淡路地区2人、私学4人〕

高等学校生徒の死亡者数は、県下合計で65人。〔内訳：神戸市立17人、県立校24人、私学24人〕

盲・聾・養護学校生徒の死亡者数は、県下合計で3人。〔内訳：神戸市立2人、県立校1人〕

幼稚園児の死亡者数は、県下合計で38人。〔内訳：神戸市立4人、阪神地区で4人（西宮市立1人、芦屋市立3人）、私学30人〕

専修・各種学校生徒の死亡者数は、県下合計で13人。

大学・短大学生の死亡者数は、県下合計で50人。

イ 学校教職員の死亡者の状況

この度の大震災は、教職員にも多くの犠牲者を出し、死亡者数は全県で33人となっている。学校別の死亡者数（県下合計）は、以下のとおりである。

小学校職員8人〔内訳：神戸市立6人、淡路地区2人〕。

中学校職員3人〔内訳：神戸市立2人、阪神地区1人（西宮市立）〕。

高等学校職員3人（県立校3人）。

盲・聾・養護学校職員1人（神戸市立）。

幼稚園職員3人〔内訳：阪神地区1人（芦屋市立）私学2人〕。

専修・各種学校職員4人。

大学・短大職員11人。

ウ 学校施設の被害状況

県立学校174校中、152校に被害があり、うち改築が必要な学校は7校あった。

市町立学校1,830校中、21市44町の944校に被害があり、うち大規模な被害校は67校であった。

私学では、小・中・高等学校で49法人、幼稚園211園、専修・各種学校で120校（外国人学校16校を含む）、大学・短大で44校に被害が出た。このうち、全壊を含む大規模被害を受けた学校は、小・中・高校8法人、幼稚園13園、専修・各種学校10校（外国人学校2校を含む）、大学・短大9校の計40法人・校であった。

エ 社会教育施設の被害状況

県立施設では、近代美術館、図書館、人と自然の博物館、歴史博物館、嬉野台生涯教育センターで被害があったものの閉館は近代美術館（2階部分落下の危険）のみである。

市町立施設では、公民館104、図書館24、博物館等18、青年教育施設5、少年教育施設2、婦人教育施設1、地域改善対策教育施設1、視聴覚教育施設2の計157施設に被害があった。

オ 社会体育施設の被害状況

県立施設では、文化体育館（神戸市）、海洋体育館（芦屋市）、総合体育館（西宮市）、弓道場（明石市）に被害があり、2月17日現在、総合体育館は平常業務を行っているが、他の3施設は休館中である。市町立施設では、85施設に被害があった。

カ 文化財の被害状況

国指定の文化財で、建造物で29、美術工芸品5、民俗文化財1、史跡7、重要伝統的建造物群保存地区1(34)の計43件に被害があった。主な被害文化財としては、旧神戸居留地十五番館の壊滅をはじめ旧ハンター住宅、旧トーマス住宅、小林家住宅(旧シャープ住宅)の煙突落下、屋根破損などや、旧山邑家住宅、太山寺本堂(国宝)等である。

県指定の文化財では、建造物44、美術工芸品3、民俗文化財4、史跡2、名勝1の計54件に被害があった。主な被害文化財としては、山邑家住宅主屋、山邑酒造酒蔵の倒壊や長遠寺庫裡、川向家住宅、上谷上農村歌舞伎舞台、灘酒造用具一式等である。

(2) 教育の応急対策

ア 応急教育

① 学校の休校措置

i 県立高等学校

1月18日以降、阪神地区の一部と比較的被害の少なかった東播磨、淡路地区の高等学校で、漸次授業を再開していった。

1月26日時点では、神戸・阪神地域の半数近くの高等学校が休校であったため、学校長を召集して緊急連絡会を開催し、具体的な授業再開の方法(分校方式、混合授業方式、暫定的転校方式等)と授業実施の方法(昼間2部授業、時差通学等)の説明を行った。

その後、公共交通機関や水道・ガス等の復旧に伴い、被害の大きかった学校でも短縮授業や分校方式などの方法を取り入れながら授業を再開していった。2月10日、湊川高等学校の再開により県立高等学校の休校はなくなった。

ii 市町立学校

1月18日以降、学校への避難者の受入れを優先しながら、東播磨、淡路両地域から徐々に授業再開が進んだが、神戸市立小・中学校は全校休校、阪神地域では、西宮市、芦屋市の全校と他市の一部小・中学校が休校していた。

1月30日時点では、芦屋市の全校と神戸市の109校、さらに西宮市の一部小・中学校がまだ再開されていなかったが、他の市では短縮授業を含めて再開していた。なお、校舎の被害が大きい学校では、臨時校舎の建築や周辺学校への分散等により授業を再開した。

2月17日時点で神戸市の19小学校、1高等学校、3養護学校と西宮市の1養護学校が依然として休校であった。

iii 県立盲・聾・養護学校

校舎の損壊やライフラインの寸断で授業が実施できない状態になるとともに、神戸・阪神地区では、家屋の倒壊などにより、避難を余儀なくされる児童生徒もあった。

このため、神戸・阪神地区の県立盲・聾・養護学校8校は、数日間の休校や短縮授業を行ったが、校舎の損壊状況が授業に支障をきたす程のものでないことが判明するに伴い、1月

30日すべての県立・盲・聾・養護学校が授業を再開した。

iv 県立大学

大学施設そのものの被害は比較的軽微だったが、交通機関の寸断のため、休講を余儀なくされた。その後、姫路短期大学は1月19日、姫路工業大学は1月21日、看護大学は1月24日に授業を再開したが、神戸商科大学は、神戸市営地下鉄が不通のため後期授業を打ち切り、定期試験に代えて平常点等で単位認定を行った。

v 私立学校

学校の多くが神戸阪神間に所在し、交通機関の寸断等のため、震災直後は被災地の大部分の学校が休校したが、次第に平常化に向かい、2月17日現在、高等学校で52校中48校、中学校で31校中30校、小学校9校全て、幼稚園で255園中214園が開校した。

vi 外国人学校

県内18校のすべてが震災により休校したが、被害がわずかであった学校（4校）が震災後3～4日後から再開し、その他の学校（11校）も1月28日から2月17日の間に順次授業を再開した。

残る3校については、2月17日現在も授業が再開されておらず、このうち2校については、校舎の損壊により仮設校舎の建設を要する状況である。

また、神戸中華同文学校、マリスト国際学校、東神戸朝鮮初中級学校、カナディアン・アカデミーなどでは国籍を問わず避難者を受け入れ、外国人県民と日本人県民の交流が見られた。

② 転校手続き

i 県立高等学校等

被災による転入学について可能な限り弾力的に取り扱うこととし、各県立高等学校長に対して、特段の配慮を行うよう文書で通知した。

また、私立高等学校の生徒の受け入れについても、カリキュラム等の問題があるものの可能な限り弾力的な取り扱いを行うよう指導した。

ii 公立小中学校

倒壊や焼失等により自宅に住めなくなった家庭が多く、また、校舎の損壊や教室が避難所となり、授業再開の見込みが立たない学校も多いことなどもあって、震災直後から県内はもとより全国各地へ転出する児童生徒が相次いだ。

そのような児童生徒の就学の機会を確保するため、転入学の手続きを円滑に行う必要があったが、「平成7年兵庫県南部地震における被災地域の児童生徒等の転入学等について」（1月19日付）の文部省通知により、全国の学校で、被災地域の児童生徒が転入学を希望してきた場合に、可能な限り弾力的に取り扱い速やかに受け入れることが可能になった。

転出した児童生徒は2万9千人（2月17日現在累計）を超えたが、保護者や児童生徒には、状況が改善されれば元の学校に戻りたいという希望が強いことと、児童・生徒の安否確認や、被災状況の把握に追われ、教師が転出に伴う事務を従来どおり処理することが困難となった。

そのため、県教育委員会は文部省の指導を受け、2月10日、「兵庫県南部地震における被災地域等の学校運営について」を発し、各市町教育委員会に指導要録、卒業証書等の弾力的扱いの具体的方針を示した。

一方被災地では、授業再開時に半数以上の児童生徒が転出しているなどの状況もあって、新学年度への対応に今なお苦慮している学校もある。

iii 県立・盲・聾・養護学校

震災直後から県内はもとより他府県へ転出する児童生徒がでる中で、障害のある生徒が、社会福祉施設への入所による避難や障害児学校に就学した場合には就学奨励費が交付されること等を勘案して、原則として正式な転校手続きをとることとした。ただ、受け入れ校や各家庭の事情を配慮しながら、小・中学校等の転入手続きに準じて弾力的に扱えることとした。

2月17日には、一時的な転出入も含めて児童生徒の転出数は92名となった。

③ 仮設校舎

被災県立学校のうち、改築が必要な学校7校10棟、補修が必要な学校11校11棟、市町立学校では大規模な被害を受けた学校が67校にのぼった。

これらの学校では当分の間、仮設校舎で対応せざるを得ないが、震災復旧需要による建築資材や施工業者の不足等のため、とりあえず普通教室と管理諸室の必要な5校に限定して仮設校舎を建てることとし、特別教室等については新年度に着工することとした。

避難所になった学校での教育活動の確保のために、仮設校舎が建設された例はなく、県立兵庫高校のように、当面、県立鈴蘭台高校と県立神戸甲北高校を借用しながら授業を再開し、仮設校舎は、県立鈴蘭台西高校の第2グラウンドに建設することになったケースもある。

今年度中には、6校の仮設の普通教室120室、管理諸室20室を建築中であり、新年度には9校で特別教室等66室、実習室6室を建築する予定である。

なお、現行制度では仮設校舎で国庫補助の対象となるのは、本来校舎の建て替えなどの場合に限定されているが、これを補修あるいは避難者により授業の実施に支障が生じる場合に建築するときも補助対象とするよう様々な機会をとらえ国に要望した。

市町立学校については、設置者である市町において必要な仮設校舎の建築を行うことになっており、2月17日現在7市1町の86校で建設が検討あるいは実施されている。

④ 避難場所となっている学校等の被災者への対応と授業の確保

i 県立高等学校

避難所となっている県立高等学校11校では、教職員が交代で学校に泊まり込み被災者の世話を当たった。多くの学校では、断水のため、教職員などがプールの水を汲み上げトイレに用いるとともに、仮設トイレの設置を災害対策本部へ要望し、1月22日に県環境局より全国環境整備事業協同組合を通じて、順次設置されることになった。また、トイレに用いるプールの水の補給が必要な学校に対しては、企業庁が給水車で補給した。

避難者の数は徐々に増え、1月24日のピーク時には12校、10,548人になったが、その後漸

減し、1月30日には11校で8,381人となった。

各学校では、教職員が被災者の支援にあたる一方、授業の再開に努めたが、校舎の損壊や交通機関の途絶などにより1月30日までに授業が再開できた学校は4校であった。

また、生徒の中には、ボランティアとして被災者名簿の作成や救援物資の仕分け・配布等を行った者も多く見られた。

特別教室の活用などによる授業場所の確保、2部授業、あるいは分校方式と、各学校の実情に合わせて授業再開に向けての取組みがなされ、さらに4校が2月2日までに授業再開したが、避難者が教室を使用している4校（御影、夢野台、兵庫、長田）では、授業の再開が遅れた。そして2月10日によりやくすべての学校で授業が再開した。その後も避難者は次第に減少していき、被災1カ月後の2月17日には4,837人となった。

ii 公立小中学校

被災地域の小・中学校は災害発生と同時に避難者の受入れを進め、ほとんどの学校が避難所となり、避難者の救援活動を行いながら、授業再開に向けた取組みを進めていった。（1月23日現在避難者数：371の小・中学校に約17万人）

1月30日の時点で、芦屋市の全校と神戸市の109校、さらに西宮市の一部小・中学校がまだ再開されておらず、体育館をはじめ、教室、特別教室等ほとんどの施設に避難者が入っているため、授業再開の見通しの立たない学校が多くあった。（1月30日現在避難者数：345の小・中学校に約14万人）

避難者数が減少してきた学校では、避難者に教室から体育館等に移動願うなどして授業再開に向けた教室確保を行った。（2月17日現在避難者数：304の小・中学校に約11万人）〔※2月24日には、全校で授業が再開した〕

iii 県立・盲・聾・養護学校

震災直後から避難所になったのは県立盲・養護学校の2校で、自校の生徒やその家族、近隣の被災者を約250名受け入れた。これらの学校では、体育館や特別教室での受入れであったため、授業再開には大きな支障はなかった。また、運営にあたっては地元自治会や保護者が中心になっていただき、教職員の負担軽減が図られた。

iv 社会教育施設等

被災直後から、住民に公民館・図書館等の社会教育施設や体育館などの社会体育施設を避難場所として提供するとともに、施設職員が被災住民の生活相談に応じたり、生活物資の配送に従事した。特に、公民館等では被災した児童生徒に学習場所として施設を夜間開放するなどの対応も行った。

⑤ 盲・聾・養護学校児童生徒緊急避難対策

震災で家屋を失った児童生徒に対して、寄宿舍への緊急避難的な入所を受け入れるべく1月24日から検討を始め、神戸・阪神間の関係県立盲・聾・養護学校長あて通知して希望者の把握に努めたが、結果としては、家族の元で一緒に暮らしたいという希望が強く入所者はいなかった。

た。

⑥ 県立高等学校生徒の通学対策

公共交通機関の途絶等により通学が困難になった生徒に対して、臨時スクールバスの運行を検討した。神戸・阪神地区の県立高等学校88校で、必要台数が365台との試算も行ったが、1月20日、バスの手配や道路状況等により、実施困難と判断した。

〔なお、県立兵庫高校の場合、4月以降は、県立鈴蘭台西高等学校の仮設校舎で授業を行うため、新たに通学費用の負担が必要となる生徒に対して、通学定期券を給付することとした。〕

⑦ 県立高等学校教職員の通勤対策

1月19日の出勤状況は60%前後であり、通勤バスの配車の対策も考慮したが、その後、教職員一人ひとりの努力の結果、1月27日では80%、さらに2月5日には97%の出勤が確保された。

⑧ 避難住民の多い県立学校への県立学校教職員の派遣

避難場所となっている県立学校は、御影、神戸、夢野台、兵庫、神戸北、長田、星陵、舞子、兵庫工業、西宮、芦屋、武庫工業、伊丹西の各高校、盲学校及び神戸養護学校の15校で、避難者数は最も多いときには10,000人を超えており、当初から当該校の教職員が献身的に避難住民の世話を行ってきた。

県教育委員会としては、住民の避難生活が長引くと判断し、教職員の支援対策として、近隣の県立学校の教職員から活動支援従事者を募り、1月22日から特に支援の必要な御影、兵庫、長田、星陵、芦屋、夢野台、兵庫工業の県立7校に合わせて30~40名を連日派遣した。また、事務室への事務補助として、御影、兵庫、長田、夢野台の4校に事務長会、事務職員協会の支援を得て2月4日から各校2名を派遣した。派遣者数は2月17日現在延べ824名となっている。一方、他県からの支援の申し出も相次ぎ、和歌山県、広島県、滋賀県、三重県からの派遣を受けた。

⑨ 私立学校等への応急支援

1月18日から、各学校へ電話等により被害状況の確認を行うとともに、私立学校の災害復旧の支援方策の検討に入った。

激甚災害法の補助対象となる私立学校は、学校教育法の第1条校（幼稚園から大学）だけであり、専修学校や各種学校（外国人学校を含む）は対象となっておらず、また、補助率も予算の範囲内で2分の1となっていることから、文部省に対して激甚災害国庫補助の私立学校に対する復旧予算の確保と補助率のかさ上げ、補助対象校の専修学校・各種学校への拡大などを要望することとし、1月23日に来県した文部省調査団に提出した。

また、学校側の当面の運転資金を確保するため、3月末交付の経常費補助金のかなりの部分を2月末に前倒し交付することとし、幼稚園設備教材費補助金等も従来より交付時期を早めた。

平成6年度予算の2次補正により、国は、学校教育法1条校に対して激甚災害国庫補助の予算を確保する（補助率2分の1）とともに、学校法人が設置する専修学校及び外国人学校に対し新たに国庫補助制度（補助率2分の1）を創設することを決めた。従来対象となっていなか

った応急仮設校舎の建築費等も対象とされることとなり、復旧に弾みがつくようになった。また、外国人学校を含む学校法人立私立学校等に対して、日本私学振興財団による災害復旧のための長期かつ低利の融資制度が新設されたほか、運営資金についても従前より長期かつ低利な融資が受けられることとなった。

2月17日現在、被災者の受入れを確認している私立学校は、中学校・高等学校で8法人、受入数は約1,200人である。これ以外にも数園の幼稚園で受入を行っている。中学校、高等学校を例にとると、現在収容している施設はすべて体育館、講堂等で授業への影響は最小限にとどまっている。

イ 被災児童生徒等への支援対策

① 県立高等学校等の授業料等の免除

大震災にかかる被災住民の生活救援の一環として、授業料、受講料の軽減措置の創設と手続きの簡素化が課題となった。

このため1月31日には、住居が全半壊、全半焼、または主たる生計維持者の死亡、失業等によって生活基盤を確保できなくなった者を対象に授業料の免除措置を決定し、手続きについても可能な限り簡素化を図り、免除決定についても校長の判断で対処できることとした。

今回の免除制度の創設にあたっては、市立や私立の高校等と整合性をとるため、市教育委員会や関係各部と協議した。

なお、マスコミ等への資料提供や教育関係機関との諸会議等あらゆる機会を捕らえて本制度の周知徹底を図った。

② 県立大学の授業料等の免除

学資負担者が亡くなったり住居が全半壊又は全半焼したために授業料等の納付が困難となった者については、2月1日、平成7年度授業料や平成7年度入学生の入学料の減免を決定した。また、国立大学や他公立大学でも被災者を対象とした授業料等の減免が実施された。

③ 日本育英会の奨学生への応急採用

被災により生活基盤を喪失し修学上支障をきたす生徒の支援のため、1月18日、日本育英会に対して奨学生の応急採用の実施や出願手続きの際の便宜等について要望を行った。日本育英会は、1月19日、被災生徒を対象に奨学生の災害採用及び応急採用を実施することとし、兵庫県支部から23日、各高等学校長等に対して奨学生の募集を実施した。

④ 教科書等学用品の給与

i 県立高等学校等

1月24日から31日に教科書等学用品を必要とする被災生徒数の調査を行い、無償で給与をしたが、その経費については、文部、厚生大臣に対する要望にもかかわらず、災害救助法の適用にはならなかった。定時制及び通信制生徒の教科書・学習書の再給与については、2月15日文部省から弾力的な対応を図る旨の通知があり、国庫補助申請を行うこととした。

ii 公立小中学校

1月18日、被災各市町から補給が必要な教科書の概数の報告を求めたが、必要数の正確な把握が困難な状況のため、避難者数等の状況から推測し小・中学校各学年5,000人分の教科書確保を文部省及び県教科書特約供給所に依頼した。

他市町へ緊急転学した児童生徒にも文部省の指導に基づき、1月20日、各市町教育委員会に教科書無償給与の弾力的扱いを指示し、速やかに給与するようにした。

被災地域市町教育委員会の報告を受け、1月23日、合計41,000人分の教科書の補給を県教科書特約供給所に依頼した。また、学校が再開され次第、教科書が速やかに児童生徒の手に届くよう、関係各市町教育委員会へ指示した。1月23日より在庫分の教科書補給が開始されたが、教科書取次店の被災や交通事情のため、被災市町への搬入に手間取り、2月5日に各市町教育委員会への納入が完了した。

災害時の学用品の支給は、「災害救助法」による給与となるため、「無償給与法」による給与との仕分けに留意するとともに、他市町に転出の場合においても適用できるよう、各市町教育委員会に対し手続き等を周知徹底した。

なお、3月になっても児童生徒の転入学が予想されるため、文部省と協議し、教科書の無償給与の20日間の期間延長が認められた。

iii 盲・聾・養護学校、私立学校及び国立学校

県立盲・聾・養護学校、私立学校及び国立学校についても補給が必要な教科書の概数の報告を求め、学校から報告があり次第、供給できるよう県教科書特約供給所へ依頼した。なお、県立盲・聾・養護学校でこの震災で新たに教科書等の学用品の補給が必要とする学校はごく一部であったため、就学奨励費で購入するなど早急に対応した。

⑤ 高等学校入学者選抜への対応

i 平成7年度兵庫県公立高等学校入学者選抜日程の変更

1月23日、交通途絶等の影響や私立高等学校の入試日程の変更等を配慮して、平成7年度兵庫県公立高等学校入学者選抜日程を次のように変更した。

農業・水産に関する学科、専門学科…… 2月3日⇒2月13日

英語科コース、理数コース、単位制課程（全日制）…… 2月17日⇒2月22日

一般入試の願書受付期間…… 2月21日～23日⇒2月28日～3月2日

志願変更期間…… 2月25日～3月1日⇒3月3日～5日

ii 推薦入学の実施に係る臨時的措置

2月3日、推薦入学の実施について日程を変更したほか、入学願書の郵送による出願、検査開始時間の繰下げ、作文の中止、遅刻者に対する弾力的取扱い等を関係公立高等学校長に通知した。

iii 入学考査料の納入の猶予

2月9日、私立高等学校の入試日程の変更に伴い、公立高等学校の出願最終日の前日まで

に合格者発表のない県内の私立高等学校への出願者に対して、県立高等学校への出願時に入学考査料の納入を猶予することとした。

iv 学力検査等の実施に係る臨時的措置

- 通学区域外に避難している生徒のため、県立鈴蘭台高等学校他25校と大阪府立大手前高等学校の計27会場を指定して、受検できることとしたが、志願変更終了の時点で大阪会場を含め11会場39名の希望者があった。また、校舎の損壊等のため5校が検査場所を変更した。
- 被災生徒は、避難先の通学区域の高等学校を受検することができることとし、合格した生徒は当該高等学校の生徒募集定員の外数とした。これには22校と5総合選抜学区、計52名の希望があった。また、被災のため合格した高等学校に通学できない場合は、当分の間、避難先の通学区域内の希望する高等学校に通学できることとした。
- 学力検査の実施時刻を1時間繰り下げたほか、合否判定にあたっては副申書制度を設けて被災状況を勘案することとした。
- 出願していたが被災により受検できなかった生徒や被災により出願できなかった生徒について、特別検査を実施することとしたが結果的に出願者はなかった。

⑥ 県立大学の入試出願方法等の変更

神戸商科大学、姫路工業大学及び県立看護大学では、2月1日必着の一般選抜出願を当日の『消印有効』に変更したほか、電話やファックスによる出願も認めた。

なお、姫路短期大学でも出願期限を1月20日から2月1日に延長した。

また、神戸商科大学と姫路工業大学理学部では、急遽大阪に入試会場を変更して受験者の利便を図った。

⑦ 大学入試の取扱い（県立大学特例入試、入学考査料の免除）

兵庫県南部地震で被災した受験生のため、全国の国公立大学は通常日程に加え3月下旬から4月上旬の間に特例的な入試を実施することとした。

この入試では当該大学を志願して受験できなかった者だけを対象に実施する方式（再試験）から、被災者で大学入試センター試験を受験している者は全て受験できる方式（再募集）まで各種の方式があったが、県立大学ではできるだけ幅広く救済できるよう、後者の方式によって特例入試を行うことにし、また、原則として入学考査料は免除することにした。

⑧ 社会教育施設における被災児童生徒への支援

各社会教育施設において、受験期を控えた被災児童生徒たちに学習場所を提供したほか、県立社会教育施設ではそれぞれの施設が特色を生かして被災児童生徒への支援に努めている。例えば県立図書館においては、所蔵しているフィルムを持って2月19日に県立夢野台高等学校、3月5日に淡路の一宮町で映画会を開催したり、日本図書館協会等に対して被災地に図書の提供を呼びかけた結果11万冊の提供があり、現在整理をして被災地に図書を送る準備に取りかかっている。

また、県立嬉野台生涯教育センターでは、被災児童生徒が一日も早く元気を取り戻すよう3月25日から、ユースセミナースプリングスクール「がんばれ ひょうごっ子」を開設する準備を進めている。

⑨ 私立学校の児童生徒への支援

地震の発生が中学入試又は高校入試の直前であったため、各私学とも予定通り入試を行うべきか判断を迫られることになった。震災の混乱のなか各私学とも相互の情報交換が行えず対応に苦慮していたため、県下の私立中高等学校の集まりである兵庫県私立中学高等学校連合会において統一的に検討するよう、県として要請した。同連合会は1月25日に校長会を開き、被災地の受験生にとって不利益にならぬよう入試期日を半月から1ヵ月遅らせることを決定した。

震災により教科書をなくした児童・生徒に対して、義務教育である小中学校では公私を問わず災害救助法が適用され国により無償給付されるが、高等学校では国による救済制度がなかったため、公立高校とともに私立高校に通う生徒についても、なくした教科書を学校が無償給付した場合には要した費用の全額を県が補助することとした。

さらに、被災した私立学校の生徒等が経済的な理由で勉学を続けるのが困難となるのを回避するため、2月16日、幼稚園から高等学校までと大学入学資格付与の学校法人立高等専修学校が授業料、入学料等の軽減を行った場合に軽減特別対策として県が支援することを決めた。

ウ 相談体制

① 被災者電話教育相談の開設

被災した児童・生徒や保護者の教育相談に応じ、情報の提供や助言・指導を行うため、フリーダイヤルの電話相談窓口を開設して、指導主事が相談にあたることとした。

開設期間は、1月30日（月）から3月31日（金）までの61日間とし、午前9時から午後7時まで祝日・休日も休まず実施することとした。

開設当初は相談が殺到し、1週間を経過したあたりから20件前後で推移している。転入学の相談が最も多く、はじめは避難先への手続きの相談が多かったが日が経つにつれて元の学校への復帰のための相談が多くなってきた。そのほか、転校に伴う児童・生徒の不安に関する相談や授業料の減免に関する相談が日が経つにつれ多くなっている。1月30日から2月17日までで約500件の相談があった。

② 被災児童生徒の心の理解とケア事業の実施

このたびの兵庫県南部地震により、多くの子どもたちが死傷者を目の当たりにしたり、自宅が倒壊するなど、大きな精神的ショックを負っている。また、余震に対する恐怖の中で厳しく困難な生活を余儀なくされている。

このような子どもたちの心のケアに資するため、1月20日から児童生徒の被災状況（死者数、避難者数等）について聞き取り調査を行うとともに、県立精神保健センターとの緊密な連携のもとに関係部局と協議調整の上、対策を推進することとした。

2月2日、北海道教育大学藤森助教授夫妻から北海道沖地震の体験をもとに作成された「危

機介入ハンドブック」の寄贈を受け、心の理解とケアについての指導資料の一つとして各学校へ配布し、子どもたちへの心のケアについて格別の配慮を依頼した。

2月4日、文部省の配慮により日本医師会（精神科七者懇談会）から精神科医の派遣が可能となったことから20日から3月24日まで、県下3カ所（県教委事務局、神戸市教委事務局、県教委阪神教育事務所）に精神科医を配置した相談窓口を設置して、児童生徒、保護者、教職員を対象とした相談事業を展開している。

また、2月21日と23日、被災地の学校及び被災児童生徒を受け入れた学校の校長等を対象に、県下2会場で近畿大学教授・花田雅憲氏、京都大学名誉教授・河合隼雄氏を講師として「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修会」を開催した。研修会は参加校数875校1,310名で、参加者は熱心に質問をするなど、この課題への関心と強さと決意が感じられた。

(3) 教育施設の復旧に向けた取り組み

ア 県立学校

前述の被害状況に鑑み、1月21日に緊急対策の実施について各学校長あてに通知し、ガラス修理、給排水設備の改修など応急整備を指示するとともに、被害の大きい学校については建物の危険度調査を実施し、使用禁止等の措置を行い、二次災害の防止に努めた。

続いて、被害の大きい県立学校73校について早急に被災度調査を完了し、実施設計に着手して1日も早く改修工事に取りかかる予定である。なお、この調査にあたっては他府県から5人の職員の応援派遣を受け、対応しているところである。

イ 市町立学校

市町立学校については、各市町教育委員会に電話連絡により、児童生徒の安全確保を最優先に応急整備を実施するよう指導した。当初担当職員が人命救助等に従事し本来の職務にほとんどつけない市町もあったことから、1月30日から2月3日にかけて文部省や他府県の技術職員37人の応援を受け、7市町124校の応急危険度調査を行い二次災害の防止に努めた。これらの調査を踏まえて、新年度からの教室確保に必要な仮設校舎等の建築計画を策定し、直ちに仮設校舎の建築に着手した。

ウ 社会教育施設

被害状況の確認により、広範囲でしかも甚大な被害が明らかになりつつあったことから、1月20日社会教育施設関係として大蔵大臣にあて緊急要望事項をとりまとめた。その内容は、①激甚災害法の適用②県・市町の復旧事業に関する負担の軽減③事務の簡素化である。その後、国の取り組みの進展状況を踏まえ、1月25日、国の現地対策本部を通じ、①激甚災害法にかかる補助率の引き上げ ②私立の社会教育関係施設（財団立の博物館、体育館等）の激甚災害法の適用を要望した結果、激甚災害法の適用のほか、県及び県内の8市7町が特定地方公共団体の指定を受けた。また、法の適用を受ける施設として新たに少年自然の家、婦人教育会館、視聴覚センター、柔剣道場等への拡充が図られた。更に、自治省の省令改正により、激甚災害法に基づく国庫補助の地

方公共団体の負担分についても、単独災害復旧事業債及び従来学校のみとなっていた補助災害復旧事業債の社会教育関係施設にも拡充が図られた。

国の災害対策としての平成6年度補正予算の編成を受けて、各関係市町に対する国庫補助金の申請事務担当者説明会が、2月16日文部省の出席を得て三田市民会館において開催され、3月6日計画書の提出、同13日より計画書に基づく現地調査の実施が決定された。

エ 文化財

今回の阪神・淡路大震災では、国・県・市町指定文化財をはじめ多数の貴重な文化財が一瞬の内に倒壊、損傷した。このため、指定文化財の被害状況を早急に把握し、個々の文化財について、復原・修理等の基本的な復興計画を作成することと被災した文化財等を緊急に保全し、損壊建物の撤去等に伴う貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止することに努めた。

国・県・市町指定文化財の被害状況について1月19日から調査を始め、被災市町教育委員会への問い合わせ及び文化庁（建造物課・美術工芸課・伝統文化課・記念物課）、近畿2府3県の専門職員の応援を得て、現地調査を実施した。調査の結果、被害は建造物に多く、特に神戸市中央区北野町1丁目ほかに所在する重要伝統的建造物群の被害は甚大である。

美術工芸品等については、被害は軽かった。

重要伝統的建造物群の内、個人住宅の修復は、平成6年度国庫補助事業により緊急対応することとし、その具体的な調整を進めている。

阪神・淡路大震災被災文化財等救援事業（「レスキュー事業」）を2月17日から開始し、当面3月末まで、兵庫県教育委員会・文化庁施設機関（東京国立文化財研究所等）、古文化財・美術関係団体（全国美術館会議・古文化財科学研究会等）その他ボランティアの協力を得て実施している。この事業は、県内の損壊した社寺・個人住宅及び博物館等に所在する文化財について、所有者からの要請に応じて、応急措置及び博物館等における一時保管を行っている。

(4) 授業再開に向けた取り組み（授業再開方法）

i 県立高校

分校方式、近隣高校での混合授業方式、暫定的転校方式、バス送迎方式、昼間2部授業、時差通学、春季休業期間等の集中授業、自宅で課題学習等を検討し実施した。

ii 公立小・中学校

単独開校が困難な学校については、臨時校舎方式、近隣校の合併方式、近隣校への分散方式、臨時通学区域方式等の方法を組み合わせ、昼間2部授業、時差通学等を検討し実施した。

iii 県立盲・聾・養護学校

登校可能な児童生徒に対する一部授業、公民館や福祉施設等での分散授業、スクールバスの運行コース変更、弁当持参での短縮授業等を検討し実施した。

14 余震・二次災害対策

〔概要〕

大地震発生後も、活発な余震が相次ぎ、大阪管区气象台からも、「少なくとも1週間から10日はマグニチュード6程度の余震が発生する恐れがあり、さらに1、2カ月は余震が続くそう」との発表があった。このような中で余震対策への万全を期して、被災建物の危険度チェックや県民への呼び掛けを行うとともに、危険箇所の防災や降雨への対策を実施したほか、緊急連絡体制の復旧整備を行った。

建築物等の安全確保のため、建築物の安全チェックとして震災翌日から被災地内の建築物を目視点検し、二次災害の恐れのある建物には、「使用禁止」のステッカーを貼付した。その後1月23日からは、マンション、アパート等の全ての共同住宅及び長屋に対し、二次災害の防止と安全な住宅への帰宅に資するため建築物の被災度チェックを実施した。さらに、被災宅地の被害状況を調査するとともに、宅地防災相談所を設置し、被災者から調査依頼のあったものについては、現地パトロールを実施した。また、県営住宅についても被害状況を調査し、避難勧告や危険箇所への立入禁止等の措置を行った。

高圧ガス製造事業所、火薬類取扱事業所に対しては、緊急立入検査を実施し、余震対策を指導した。また、本震直後に発生したLPガス輸入基地におけるガス漏洩事故に対しても、関係機関の緊密な連携のもとに、住民避難と漏洩LPガスの拡散防止に努め、大事故を未然に防止した。

ため池の決壊や地すべり災害に対しては、被害状況調査を行い、警戒・避難に万全を期するとともに、亀裂部を防水シートで覆う等の緊急安全対策を実施し、さらに、地すべり災害箇所には、警報装置及び伸縮計を設置して、監視体制を強化した。地すべり危険箇所の被害状況が短期間に把握できたのは、支援チーム等による人海戦術の成果である。また、ヘリコプターによる上空からの調査は、短時間で被害の全容を把握できるので重要であった。

漁港・海岸施設についても、危険箇所への立入禁止措置のほか、安全対策を実施した。

また、緊急連絡体制の整備のため、機能が停止した衛星通信ネットワークの復旧を図るとともに、県と被災市町の災害対策についての情報連絡を円滑にするため、TV会議システムを導入した。

被災者に携帯ラジオを配付して、余震情報等の収集を助けるとともに、テレビ・ラジオ等の定時放送や啓発文の配布などにより、余震時の行動についての啓発を行った。また、社会福祉施設及び在宅要援護者に対しても、余震対策についてのマニュアルを作成・配布し、余震への警戒を徹底した。

2月14日には余震訓練を行い、余震による想定被害に対して県災害対策本部が講じる緊急対策を検証した。

(1) 建築物等の安全確保

ア 一般建築物の防災対策

震災翌日の18日から22日までの間、県及び各市、建設省、他府県の建築職員延べ約1,400名により、被災地内の建築物を目視点検する建築物の安全チェックを実施し、危険が大きく倒壊等による二次災害の恐れがある建築物2,825件に対し、「使用禁止」のステッカーを建築物の見やすい場

所に貼付した。

さらに、1月23日から2月9日にかけて、被災地内のマンション、アパート等の全ての共同住宅に対し、二次災害の防止と安全な住宅への帰宅に資するため、建築物の被災度チェックを実施した。これには、建設省、住宅・都市整備公団、35都道府県等の応急危険度判定が可能な職員延べ5,068人の応援を得て、被災建築物46,610件を外観目視調査し、その結果を「危険(使用不可)」、「要注意(一時立入り可)」及び「調査済(使用可)」の3段階に区分のうえ建築物に貼付した。

イ 宅地防災対策

被災宅地の一次調査として、宅地防災パトロールの重点箇所を中心に1月22日から28日にかけて、延べ約350人で142地区約3,700haを調査した。その結果、被害程度大が54カ所、緊急度大が54カ所であった。

被災宅地の二次調査として、一次調査の結果を踏まえて調査箇所を抽出し、詳細調査を2月3日から6日にかけて、延べ20人で、37カ所を調査した。

また、宅地に被害を受けた県民からの相談等に対応するため、2月6日から15日の間、県内5カ所(西宮市、宝塚市、芦屋市、川西市、明石市)に宅地防災相談所を設置した(相談件数1,389件)。なお、宅地防災相談所へ調査依頼のあったものについて、2月6日～28日にかけて現地パトロールを延べ410人で実施した。

また、安全な宅地の確保のため、国に対し「宅地防災工事等に係る住宅金融公庫融資条件の緩和」、「連たんする危険宅地の復旧に対する助成制度創設」、「危険宅地、擁壁等の解体及び除去に係る費用の助成」の3点を要望した。

ウ 県営住宅の防災対策

1月18日から団地の指定業者に対して被害状況の確認を指示するとともに、職員による緊急の現地調査を行った。

この結果、倒壊等の恐れのある県営住宅の入居者に対して避難勧告(7団地)を行うとともに危険箇所への立入禁止の措置を行った。

1月24日から27日にかけて、職員と応援職員(50人)による被害状況調査を自治会長の立会いで実施し、調査結果を1月31日から2月16日にかけて現地で入居者に説明するとともに、被害の甚大な高層住宅等については、(財)日本建築総合試験所などによる建物の構造診断と緊急補修を実施した。

なお、県営住宅のうち、被害が大きく建え替えが必要な団地は4団地201戸、補修が必要な住宅は168団地25,309戸である。

(2) 危険箇所の防災対策

ア LPガス輸入基地におけるガス漏えい事故対策

1月17日の本震直後、LPG輸入基地、エム・シー・ターミナル(株)神戸事業所(神戸市東灘区)において低温LPガス貯槽3基のうち1基の元弁付近からLPガス(プロパン)が液状で漏えい

し始めた。1月18日未明、エム・シー・ターミナル(株)から漏えいLPガスの拡散防止のため高発砲消化剤の緊急調達要請が県に入り、直ちに神戸市に対し高発砲消化剤搭載の化学消防車の出動を要請するとともに、近畿通産局を通じて近隣府県からの応援出動を求めた。その結果、神戸市、加古川市、大阪市、倉敷市の自治体消防をはじめ、出光興産姫路製油所、新日本製鉄広畑製鉄所、関西電力姫路第一発電所、同堺港発電所、ダイセル化学工業姫路製造所、大阪北港地区共同防災組合等の民間消防隊の応援を受けた。

しかし、余震により漏えい量が増加して危険な状態となったため、1月18日午前6時、付近住民約7万人に神戸市長から避難勧告が発動された。これとほぼ同時に化学消防車により高発砲消化剤の散布を行い、漏えいLPガスの拡散防止に努めた。

その後、漏えい貯槽から別の貯槽へのLPガスの移送が開始され、また漏えい量も減少に転じたため、1月18日夕刻、避難勧告は一時解除された。

県は、激しい液状化現象によるLPガス貯槽の傾斜や配管の歪みから、余震による2次災害の恐れがあると判断し、職員を派遣して基地内のLPガス搬出の監視・指導を行った。その後、安全が確保されたことから1月22日14時25分、神戸市長は避難勧告を完全解除した。

1月30日11時、漏えい貯槽から別の貯槽へのLPガスの移送を完了したが、この間、通産省が現地調査を行った他、県も現地調査を実施し、安全対策を指示した。

一方、事故原因の解明及び再発防止のため、2月9日、通商産業省に事故調査委員会が設置され、本県も同委員会に参画し、11日には現地調査を実施、安全確認作業を経て翌14日から、事業所はLPガス搬出作業を再開した。

イ 高圧ガス設備の安全確保

1月18日、被災地内の高圧ガス製造事業所のうち大規模事業所及び危険度の高い高圧ガスを取り扱う事業所132に対して電話による被害状況把握を行った。

その後、1月24日から2月14日まで緊急立入検査を実施し、余震対策を指導した。緊急立入検査を実施した事業所の内訳は、一般ガス事業所（化学工場等）72、LPガス充填所38、アンモニアガス冷凍事業所22の計132事業所であり、その実施結果は、異常がなかった事業所98、ガス配管の変形や貯槽の傾斜などの被害が生じた事業所34であった。

なお、被害設備については、使用停止や復旧等を指導するとともに、被災地域内の高圧ガス関係1,131事業所に対して、1月27日、文書により余震対策を講じるよう指導し、被害のあった事業所の設備改善等に対しては、1月末から高圧ガス取締法に基づき保安確保に努めた。

ウ 火薬類取扱事業所の安全確保

1月18日、被災地内に火薬庫等を設置する7事業所に対して電話により被害状況を照会し、被害のないことを確認した。1月24日より立入検査を実施し、余震対策を指導した。

さらに、被災地域内の16の火薬類取扱事業所に対し文書により余震対策を講じるよう指導した。

エ 農地防災対策

1月18日以降、神戸、三木、社、洲本の4地域で9班28名のパトロール班を編成して現地調査

を進めるとともに、余震に即応できるよう24時間体制で臨んだ。

地すべりやため池等の災害は、被害が人命、家屋等に及ぶ恐れが多いため、パトロール班は、関係住民に危険箇所を周知徹底し、警戒・避難に万全を期するよう指導したほか、市町及び地元住民に対して、ため池の水位を下げたり、堰堤を防水シートで覆う等の対策を取るよう指導するとともに、特に被災の大きなため池については、堤体の開削を行った。

1月23日からは、パトロール班を4地域13班40名へと強化した。

また、降雨等による二次災害を防止するため、防水シート1,100枚、土のう用袋810袋などの資材を確保した。

1月28日には、ため池震災点検調査実施要領を定めて、市町、土地改良事務所、ため池管理者合同による総点検の実施を指導した。

オ 森林防災対策

18日から森林防災パトロールを開始するとともに、二次災害防止のための資材（ビニールシート、土のう用袋）を確保した。

森林防災パトロールは、被害地域を管轄する神戸農林事務所、洲本農林水産事務所、六甲治山事務所の3事務所で基本的には11班27名体制（本庁治山課の職員も含む）を組んだ。

直下に住宅団地のある神戸市須磨区妙法寺地区では、降雨等により林地崩壊の拡大並びに落石の危険性があるため、22日に山腹に生じた亀裂部をビニールシートで被覆するとともに、余震、降雨時の対応について注意を喚起した。

また、25日には、津名郡北淡町野島臺浦で警報機付伸縮計を設置、同町室津では山腹亀裂部に雨水よけのビニールシートを被覆するなどの緊急対策を実施した。それ以後、二次災害防止のための措置を講ずる必要がある箇所について、仮設防護柵の設置等それぞれ目的に応じた緊急対策を順次施行した。

1月25日から27日までの3日間については、二次災害防止の徹底を期するため、林野庁治山課、大阪営林局、岡山県、徳島県及び県内農林事務所等の林業関係職員の応援を得て森林防災緊急合同パトロールを実施した。この3日間で延べ41班94名によるパトロールを実施した。

その後も、人家に災害等危険のある箇所を中心に重点パトロールを実施するとともに、非常事態発生時に備え、市町の災害対策本部や地元自治会、さらには応急工事請負業者等と県の連絡体制を整備した。

カ 漁港・海岸施設対策

震災直後から漁港のパトロールを行い被害状況を調査するとともに、余震に備え応急復旧工事に必要な建設資材等を確保した。1月18日からは、淡路管内、神戸及び明石市内において9班18名の体制で1日1回の危険箇所パトロールを強化した。また、市・町災害対策本部及び関係土木事務所との連携をはかり、被害状況調査と二次災害の防止に努めた。

被害を受けた漁港施設のうち、安全対策上特に緊急を要するものについて、1月23日から、バリケード等の設置により、危険箇所への立入禁止措置をとったほか、碎石の補充と簡易舗装を実

施した。

キ 地すべり・河川防災対策

① 砂防

1月17日、西宮市仁川百合野町地区及び神戸市東灘区西岡本地区の地すべり災害について、報道により発生を確認した。

1月20日に社団法人全国防災協会のアドバイザー制度（大規模災害時の専門家派遣制度）により、西宮市仁川百合野町地区を調査した2名の専門家から二次災害発生の危険性等に関してアドバイスを得、ボーリング調査を行う等応急対策及び恒久対策の実施内容について検討した。

また、同日西宮市仁川百合野町地区における応急対策として、余震や降雨による地すべりの挙動被害の状況を監視するため、警報装置及び伸縮計4基を設置（1月22日に4基追加設置）した。

1月21日には、気象庁による地震発生後初めての降雨予報に応じ、近畿地方建設局と共同で降雨に対する注意を県民に呼びかけるパトカー20台を巡回して、土砂災害への警戒を周知した。

この間、建設省六甲砂防工事事務所と共同して、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の目視調査に努め、22日から26日にかけては、建設省・大学・各地方建設局・各府県・企業等で構成する建設省緊急支援チーム（延べ1,200人）の調査を実施して、神戸・西宮・洲本土木事務所管内にある1,101の地すべり、急傾斜地崩壊危険箇所等の状況を調査した結果、71の継続的な監視が必要な箇所（Aランク）の状況を短期間に把握し、二次災害の防止に大いに貢献した。

このうち62箇所については、ビニールシート掛けを行う等応急対策を行った。

1月23日から2月4日まで、自衛隊ヘリコプターを使った被害状況調査を定期的を実施し、ビデオ等に記録して被害状況を検証した。（神戸・西宮・洲本土木事務所管内を毎日午前10時から1時間30分程度）

また、1月23日には、神戸・西宮・洲本土木事務所管内で、全危険箇所のパトロールを実施することと、建設省緊急支援チームの危険箇所の調査結果が発表された27日からは、Aランク71カ所について重点パトロールを実施するよう改めて指示をした。

交通事情が悪化している中、1月26日から2月17日まで川崎重工業株式会社によりボランティアのライダー及びオートバイの派遣を得て、被害現場への移動時間が大幅に短縮し、災害復旧等の職務の能率が向上した。

1月28日に建設省緊急支援チーム調査の結果を関係市町に通知し、併せて以下4点を要請した。①1日1回のパトロールを行う等監視体制の強化、②避難勧告を発する場合の参考資料とすること、③応急措置が必要となった場合の速やかな対応、④恒久対策を実施する機関が多岐にわたるため所管の調整。

この日に神戸市東灘区西岡本地区に警報装置と伸縮計4基を設置し、監視体制の強化を図った。

2月1日に神戸市北区有馬町地区に伸縮計4基を設置し、監視体制の強化を図った。

2月9日に県土木事務所による調査及び建設省緊急支援チーム調査等に基づき、恒久対策を要する箇所について、災害関連緊急事業としての採択を建設省に要望した。その結果、28日に29カ所が内定した。

2月13日に神戸市東灘区西岡本地区に地すべり自動監視システムを設置し、監視体制の強化を図った。

また、避難勧告を受けている西宮市仁川百合野町の住民から、早急に対策工事に着手してほしい旨の要望があり、今後ボーリング調査を実施して、建設省と協議しながら工法を確定していくこととしている。

② 河川

1月20日17時30分、県南部の大雨に関する情報第1号により22日から23日にかけて総雨量20～30ミリ、多い所で50ミリの雨が予想されたため、関係土木事務所によるパトロール強化を図るとともに、観音寺川、高羽川、石屋川、天神川、要玄寺川、高橋川で建築物倒壊、ガレキ等の埋塞物撤去、武庫川、天神川で堤防亀裂箇所へのビニールシート張やアスファルト詰め等を実施した。また、新湊川の会下山トンネル下流出口崩壊に伴う落下物や倒壊家屋等による河道閉塞の撤去を完了させ、仁川の地すべり災害箇所については、崩壊土砂によりダムアップされた上流河川水に対する暫定水路の掘削及びビニールシート張を実施した。

さらに「河道を閉塞している家屋等の除去について」の河川管理者としての取扱い方針を神戸、西宮土木事務所及び尼崎港管理事務所に通知した。

1月22日4時30分県南東部、淡路島に大雨洪水注意報が発せられたが、総雨量は、神戸11ミリ、西宮8ミリ、宝塚13ミリであり、降雨対策の措置により二次災害を免れた。

その後、震度4クラスの余震があったり、大雨注意報が発せられたことがあったが、パトロールの強化策により、特に問題はなかった。

(3) 緊急連絡体制等の整備

ア 衛星通信ネットワークの正常運用の確保

1月17日の地震発生と同時に県庁局は、関西電力からの給電が止まり、庁舎非常用発電機が起動したが、地震により冷却水槽が転倒し発電機の冷却水が途中で断たれたため午前7時50分に発電機が停止し、通信機器への給電が止まった。このため、衛星通信用の非常用バッテリーが作動したが、事務室の損壊や事務機器の散乱などで十分に機能する状態ではなかった。その後、11時55分に給電が再開され、12時05分にテスト通話で機能回復を確認した。

地震直後から県庁局が停止していた時間も、県機関・市町・消防本部相互間では通信可能であったが、通信機器のある建物の損壊により西宮市役所、NHK神戸、第五管区海上保安本部の通信が不能となった。また、関西電力の長時間停電により非常用発電機の燃料切れのため、西神戸庁舎の通信が停止した。これらの局については、各事務所の復旧に伴い通信機能も回復した。

今回、関西電力からの給電停止時に庁舎非常用発電機から給電を受けるシステムに障害が発生した。そこで余震対策として衛星通信設備専用の非常用電源設備を新たに設置することとした。

また、県庁局のバックアップとして、1月17日から衛星車載局を県公館東側に待機させている。さらに、建物損壊による通信不能局の代替局として、可搬タイプのV S A T局を県庁局に配置するなど、バックアップ体制の充実を図った。

イ 県と市のホットラインの設置

県と被災市町（神戸市、尼崎市、西宮市、宝塚市、伊丹市、芦屋市、北淡町）との災害対策についての情報連絡を円滑にするため、日本電信電話㈱の協力により、T V会議システムを1月23日から順次導入し、国の現地対策本部との連絡会議などで活用した。なお、余震対策の一環として、幹部職員が携帯電話を常時もつこととした。

(4) 県民への余震情報の提供

ア 携帯AM/FMラジオの提供

避難者の情報入手用として、近畿電気通信監理局及び家電メーカーの協力を得て携帯AM/FMラジオ15,000台を、県民局を通じて市町に配付し、避難所等で活用している。

配付に当たっては、1月19日、県民局等と調整し、配付計画を作成し、1月21日、神戸市(8,000台)、阪神県民局(5,000台)に配付し、1月24日には、阪神県民局(1,000台)、東播磨県民局(500台)淡路県民局(500台)へ配付を行った。

イ 余震に対する県民啓発

震災後の余震の多発から、1月20日、避難所の被災者と一般県民向けの2種類に分けて余震時の行動について適切な情報提供を行うべく検討に入り、21日、ラジオ等の定時放送により啓発を開始した。

22日には、避難住民向け啓発文(3万部作成)を緊急パトロール隊により、避難所へ配布し、翌日完了した。なお、避難所となっている学校では、避難住民向け啓発文に独自の情報も入れて保護者に配布したケースもあるなど、余震に対する意識の高まりがみられた。

ウ 社会福祉施設及び在宅要援護者への余震の警戒・心得の啓発

2月3日、施設入所者・通所者等の安全確保のため、社会福祉施設用「余震対策マニュアル」を作成のうえ、県下の関係行政機関及び施設長に対して通知し、余震への警戒を徹底した。

この主な内容は、①建物・設備等の自主点検、建築士等の専門家による安全点検の実施など施設の安全性の確保、②夜間勤務体制・緊急連絡体制の確立や応急物資の確保等による防災体制の整備、③地域住民や他施設との協力体制の確保である。

2月5日には、高齢者・障害者・児童等の在宅要援護者が、余震発生時の心構えや対応策を十分理解し、近隣でともに助け合うことができるよう余震の際の心得、避難方法、物資の備蓄等を分かり易く記載した在宅要援護者向けマニュアル「余震への備え」を作成して関係行政機関に通知するとともに、“要援護者生活状況把握ローラー作戦”展開時における配布を要請して地域住

民への周知徹底を図った。

(5) 防災訓練（余震対策）の実施

2月14日、余震発生に備え、県災害対策本部と警察本部、自衛隊、市町との情報通信システムを確認するとともに、想定被害に対し県災害対策本部が講じる緊急対策を検証するため、余震訓練を行った。

訓練の結果、情報システムの機能は確認され、緊急対策も検証されたが、反省点として、次の2点があげられた。

- ①緊急対策本部会議の持ち方が、各部局からの報告は、行政順にとられず、緊急の対応を必要とする部局から順次行うべきである。
- ②緊急対策本部会議を一時中断し、各部局の緊急対応の後時間を決めて再度招集したが、本部機能は常時保持し、対応できるようにするのが望ましい。